

令和4年第15回（定例）高砂市教育委員会 会議録

日時

令和4年9月22日午後4時30分

場所

高砂市役所南庁舎2階会議室2

出席者

衣笠教育長、吉田委員、山名委員、神尾委員

出席事務局職員

永安教育部長、木田教育推進室長、藤原学校教育室長、三木教育総務課長
四方生涯学習課長、高橋学校給食課長、福永学校教育課長、中西学校教育課主幹

本日の会議に付した事件

議案

- 1 高砂市教育長の職務代理者に関する規則について
- 2 高砂市社会教育委員の委嘱について
- 3 職員の兼業について

協議事項

- 1 高砂市学校給食に関する要綱（案）について
- 2 学校給食の実施回数等の調整基準（案）について

報告事項

- 1 高砂市教育委員会事業後援・共催について

その他

- 1 10月行事予定について

議 事 議案 1 高砂市教育長の職務代理者に関する規則について

○事務局 (議案1について説明)

○教育長 説明いただきました。規則について、それから、運用規程についてです。どちらからでも結構ですので、何か御質問がありましたらお願いします。

○事務局 事務の委任の範囲だけもう少しお話をさせていただきたいと思います。運用規程の第4条になります。

まず、第1号ですけれども、教育委員会会議規則に規定する教育長の権限に属する事務というのは委任することができないということになっているのですけれども、これにつきましては、教育委員会の会議で司会進行したりとか、招集の通知を指しております。

そして、2号の教育委員会傍聴規則に規定する教育長の権限に属する事務も委任することができないですが、会議規則の中では、教育長の許可を得て傍聴することができるという規定があります。反対に、制限するほうというのが規則の中で書かれてありますので、例えば傍聴席が満席になったときとか、その他必要があれば傍聴を制限し拒絶することができるということが教育長の権限になってございますので、その権限は職務代理者の権利に属することになります。あと、第3号の高砂市教育委員会事務委任規則第2条に規定する教育長に委任することができない事務といたしますのは、もともと教育委員会から教育長に委任できない事務というのが規定されておりますので、事務職の職員には委任できないということをもとめておるものです。

例えば、教科書その他教材の取扱いに関することであつたりとか、県教育委員会の人事一般方針に基づき内申を行うことであつたりとか、表彰に関すること、法律、条例等により設けられる委員等の委嘱及び解職に関することといったようなことが、教育長に委任できないことになっておりますので、事務職員のほうに委任できないというような形で位置づけたものでございます。

簡単ですが、そういった形で、これ以外は委任できるというような形で定めさせていただきました。

○教育長 運用規程の第4条について、少し詳しく、具体的な例も挙げていただいて、御説明させていただきました。何か御質問はございませんか。

運用規程の第3条の規則のところでは教育長が職務代理者を指名するということになっているんですが、その職務代理者も事故があつて欠けたときには、教育委員の最年長の方が教育長の職務を行うのか、この方が職務代理者になるということですか。

○事務局 職務代理者になります。

- 教育長 職務代理者の順位ということですから、この次の方、年長者の方がということですね。
- 委員 第6条の1のところ、(1)の「当該事務が重要かつ異例と認められる場合」、これは、先ほどの話でいろいろあった、例えばの話として、例題、どんなことが想定されているんですかね。
- 教育長 6条の1号のところの「異例と認められる場合」という、これの具体的な例ということですか。
- 委員 前回、話が出ていた議会への出席等、いわゆる議会からの職務代理者が教育長に代わって、議会への出席、あれはどうなってますか。
- 教育長 出席。
- 委員 ああいうものに対する規定は、ここには挙がってなかったわけですか。
- 事務局 ここで、第4条では、これ、1、2、3号以外を委任することができるとなっておりますので、基本的には委任できる状況にはしております。ただ、原則、部長がほとんど答えるような形で今、話をしようとしているのですが、中にどうしても議会事務局との中で調整ができない、やはり教育長としての答弁が必要だというようなことがどうしてもあれば、そこはお願いすることがあるかもしれませんが、原則は、我々、こちらのほうの事務局が答弁を行おうという形で今、考えております。
- 教育長 幾つか具体的なことでの質問がございましたが、いろいろと、こういった規則だったり運用規程をつくることによって、議会のほうとのやり取りもスムーズに行くのではないかと、御理解いただきました。規則につきましては承認していただいたということで取り扱っていただきます。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

議 事 議案 2 高砂市社会教育委員の委嘱について

- 事務局 (議案2について説明)
- 教育長 説明が終わりました。何か御質問はございますか。よろしいですか。
それでは、承認いただきました。
委嘱については、次回の社会教育委員の会で行うのですか。
- 事務局 そうです。10月下旬から11月中旬ぐらいに第3回目を行いたいと思っておりますので、その場で。
- 教育長 分かりました。そしたら、そういうことで進めさせていただきます。

議 事 協議事項 2 高砂市学校給食に関する要綱(案)について

議 事 協議事項 3 学校給食の実施回数等の調整基準(案)について

- 事務局 (協議事項2・協議事項3についての説明)
- 教育長 説明は終わりました。今回、今まで、条例と規則については御審議いただいて、御承認いただきましたけれども、それ以外のもので、実施に関して必要な事項を定めるといふことで、要綱と、それから、調整基準についてのことを示しているといふことです。何か御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。
- 委員 3番、アレルギーの分に関しては、牛乳アレルギーだけが当たるといふことですか。
- 事務局 はい。牛乳の飲用中止の方だけです。
- 委員 具体的に、牛乳アレルギーがあったら、違うそれを代用のもの、いわゆる大豆乳とかは与えないといふことですか。
- 事務局 代替食といふのはありません。
- 教育長 除去食だけでいいのか、もう少し代替のことといふ御意見もありましたが、この点につきましては、できるのかできないのか御相談いただいて、基本的には除去食といふことで現在いっているといふことで御理解いただけたらと思います。
- ほか、何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。
- ないようですので、協議事項の1の要綱(案)についてと、それから、調整の基準(案)について、これで、進めさせていただくといふことでよろしくお願いたします。

議 事 報告事項 1 高砂市教育委員会事業後援・共催について

- 事務局 (報告事項1について説明)
- 教育長 説明が終わりました。後援の承認について14件、協賛について2件ありますけれども、御質問、御意見がありましたらお願いします。
- 委員 前にも一度質問したことがあるんですけど、9番のくるみダンスファクトリーの分なんですけど、これは毎年上がってきているんですけど、一種の習い事の発表会なんですけど、これを毎年承認しているんですけど、これ、いいのかなと、ずっと疑問に思っています。いかがなんでしょうか。
- 事務局 今年度も、1部、ダンスショーと、2部、オリジナルミュージカルで、参加対象390人。近隣の加古川市教育委員会、神戸市、あと、高砂市のほうにも後援を申請されているといふところで、広く見ていただきたく、今回も承認はさせてもらったんですけど、今年、2022年2月6日は高砂市文化会館でされていたりといふところの内容なんですけど、ぱっと見て習い事とは、チラシを見る限りは、そういう印象を受けなかったんで、一応、協賛もいろいろ取られているといふことだったので。
- 教育長 毎年開催されて、今年度も神戸市で実施といふことですね。
- 事務局 そうですね、はい。

- 教育長 ここに書いてあるように、神戸のグループと加古川のグループが合同で公演するということですか。
- 事務局 はい。
- 教育長 この後援にそぐわないようなことがあるのかないのかということは、今後もしっかりと見極めていくということで、今回につきましては、14の後援承認と、それから、2つの共催承認につきましては御承認いただいたということで進めさせていただきます。

議 事 その他 1 10月行事予定について

- 事務局 (その他1について説明)
- 教育長 見ていたら、コロナ禍ではあるのですけれども、学校での行事も、自然学校とかオープンスクールとか、運動会も含めて、徐々に実施ができてきているような状況ですが、制限はありますが、そんな中で、27日の定例の教育委員会は、その日にちょうど、教育支援委員会がありますので、その関係で、18時からということでお願いしたいんですけど。
- 教育長 それでは、御了解いただきましたので、行事予定についてはこれをお願いいたします。
- 委員 質問です、21日の高砂中学校の学芸際、これは文化祭と同じようなものですか。
- 委員 はい一緒です。名前が違うだけで。

議 事 議事 3 職員の兼業について

- 事務局 (議事3について説明)
- 教育長 説明していただきました。北浜小の事務職員の方が、1か月。
- 事務局 はい、約1か月。
- 教育長 病気療養に入られて、その代替の事務職員の方がフリーライターでということで、兼業の承認をいただきたいと、そういうことですがけれども、何か御意見、御質問がありましたら。先ほども休憩中に、県の教育委員会にも話をしまして了解を得ているという、それは、その場合だったら兼業は大丈夫ですよということですか。
- 事務局 市町の判断でということで。
- 教育長 指導いただいて、了解もいただいて、話はできている。
- 事務局 はい。
- 教育長 ということですが、よろしいでしょうか。
- 教育長 特に本業に支障がないということで、兼業につきましては委員の皆さんの了解をいただきましたので、議案として、北浜小の事務職員の代替教員の兼業につきましては御承認いただきました。10月1日から。

○事務局 10月1日から11月10日。

○教育長 そういふことで進めていただいたらと思います。

令和4年9月22日 午後5時33分 教育長会議の閉会を宣言
